

議案第88号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

1 財産の名称及び数量

土地 9,374平方メートル

2 土地の所在、地目及び面積

中川郡幕別町忠類栄町366番地11	宅地	5,742平方メートル
中川郡幕別町忠類栄町366番地33	畑	672平方メートル
中川郡幕別町忠類栄町366番地34	畑	2,960平方メートル

3 処分の理由

公用又は公共の用に供する必要がなくなったため

4 処分の方法

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の規定に基づき貸付を行っている現耕作者への随意契約

5 処分価格

10,347,000円

6 処分の相手方

中川郡幕別町忠類錦町438番地
有限会社大坂林業
代表取締役 松村 幹了